

平成31年4月16日

各学校長、学校事務 様

四万十町教育長

(公印省略)

町予算における県費負担教職員への旅費支給 に関する取り扱いについて（通知）

町予算で支給する自家用車による旅費の取り扱いについて、町職員に準じた取扱いとなっておりますので、適切な運用をよろしくお願いします。

記

根拠法令等（部分抜粋）

- 四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年3月20日施行）条例第44号
第3条（旅費の支給）

職員が旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

第16条（車賃）

車賃は、全路程を通算して計算する。通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときには、これを切り捨てる。

第17条（自家用車の車賃）

職員が旅行命令権者の承認を受けて、自家用車を使用して旅行した場合には、車賃を支給する。

車賃の額は1キロメートルにつき25円とする。

第24条（管内旅行の旅費）

管内における行程8キロメートル未満の旅行に対しては、旅費を支給しない。

- 四万十町一般職の職員の旅費に関する規則（平成18年3月20日施行）条例第48号
第6条（車賃の端数処理）

条例第16条及び第17条の規定により支給する車賃の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

1. 路程の計算については、高知県新旅費システムにより計算することとする。
(ただし旅行行程の通勤経路の重複部分については、支給しないものとする。)
2. 管内出張命令については、別紙様式（旅費出張命令票・兼請求書）を使用するものとし、所属部署毎、原則として1か月を単位として精算するものとする。

【具体的な計算方法】

- ・ 1キロあたり25円
- ・ 行程8キロ未満の場合は旅費を支給しない。
- ・ 日当は支給しない。
- ・ 自宅発または自宅着の場合は、通勤経路と重複した区間の旅費は支給しない。
公署発着は全行程支給対象。

例) 公署(興津)発 用務先(四万十町役場) 自宅(須崎)着の場合

興津～本堂は重複で不支給

本堂～役場～四万十町中央ICは支給

四万十町中央IC～自宅は重複で不支給

※重複した区間を除いて試算した距離が8キロ以上であること。

※距離の試算は県の「新旅費システム」で試算する。

本堂～役場～平串 間を試算

- ・ 試算した距離の1キロ未満端数は切捨し、25円を乗する。乗じた額に10円未満端数があれば切り捨てる。
- ・ 有料道路料金は、南国ICまでの使用でなければ自己負担となる。
- ・ ゆとりで後泊した場合の帰路の高速料金は支給しない。